

第3回検討会の議論の論点とヒアリング項目について

(1) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置等について

検討会の議論の論点	今回のヒアリングで特に伺いたい点
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定既存単独処理浄化槽（以下、「特定既存単独」という）に対する措置の活用を促進し、単独転換に繋げていくためには、判定プロセスや基準に関して環境省指針を具体的にどのように見直すべきか。 ・ 単独処理浄化槽に漏水があれば、直ちに特定既存単独と判定するものとして、指針を明確化すべきか。 ・ 11条検査結果報告書に特定既存単独との判定（もしくはその可能性）を明示することは、一部の都道府県では独自の運用として行われているところ、全国一律に同様の運用を求めることとすべきか。 ・ 特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針が明確化された場合、適用件数が増えることとなるが、指定検査機関・業界団体の協力や、自治体の体制整備が必要ではないか。 ・ 特定既存単独の措置を推進するための実効性のある経済的なインセンティブとして、どのようなものが考えられるか。 ・ 法定検査の結果に加え、保守点検・清掃の実施状況等の情報を収集し、当該情報を活用して、特定既存単独への対応を進める必要があるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 単独処理浄化槽に漏水があれば、直ちに特定既存単独として判定することについて、業界団体にとってどのようなメリットやデメリットがあるか。 ・ 特定既存単独に対する措置に関する指針の明確化により適用件数が増えることが想定される。その際、業界団体として懸念を感じる点はあるか。また、どのような点について自治体に協力できると考えるか。 ・ 自治体が特定既存単独に対する指導等の対応を進めるために、保守点検・清掃状況等の情報を収集するに当たり、業界団体としてはどのような課題があると考えるか。

(2) 維持管理向上のための浄化槽台帳の整備や維持管理情報の電子化について

検討会の議論の論点	今回のヒアリングで特に伺いたい点
<ul style="list-style-type: none"> ・清掃業者・保守点検業者から情報収集の協力を得ることが難しいとの意見があるが、具体的にどのような点が障壁となっているのか。 ・浄化槽台帳の整備と関係者からの情報収集等に関し、清掃業者・保守点検業者からの情報収集の仕組みが有効に機能している都道府県もあるところ、有効に機能していない都道府県に対してはどのような対処を検討すべきか。 ・維持管理情報の電子化が進んでいないところ、自治体・事業者双方において具体的にどのような点が障壁となっているのか。 ・維持管理情報の収集に当たって、清掃業者に対する廃掃法上の許可に区域を付す（いわゆる区域割）ことが必要であるとの意見があるが、どのように考えるべきか。 ・維持管理（法定検査、清掃、保守点検）が不十分な浄化槽への措置については、「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について（通知）」を令和 5 年 5 月に環境省より発出しているところであるが、維持管理向上のため、今後どのような対処を検討すべきか。 ・維持管理の向上に向けて協議会を活用している事例があるが、全国的には活用が進んでいないところであり、設置・運営に当たって何が障壁となっているのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃業者・保守点検業者から自治体への情報提供を行うに当たり、どのような障壁があるか。また、保守点検・清掃業者から自治体への報告を義務づけるという意見についてどのように考えるか。 ・維持管理情報の電子化を進めるに当たり、事業者側にはどのような障壁があるか。 ・維持管理情報の収集に当たって、清掃業者に対して廃掃法上の許可に区域を付す（いわゆる区域割）ことが必要であるという意見について、どのように考えるか。 ・環境省から令和 5 年 5 月に「浄化槽法に基づく維持管理の徹底について（通知）」を発出しているところであるが、本通知を踏まえ、維持管理向上のために、行政はどのような対処をとっていくべきと考えるか。 ・維持管理の向上に向けた協議会について、業界団体として必要性や有効性をどのように考えているか。また、協議会の設置に向けてどのような障壁を感じているか。